2　特定研究成果活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項
二　特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期
三　特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　当該特定研究成果活用支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。
二　当該特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
4　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画の内容を公表するものとする。
（特定研究成果活用支援事業計画の変更等）
第二十一条　前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人又はその者による成立に係る同項の投資事業有限責任組合を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。）は、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。
2　主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業者が当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定研究成果活用支援事業計画」という。）に従って特定研究成果活用支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3　主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定研究成果活用支援事業者に対して、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
5　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。
（国立大学法人等の行う出資等業務）
第二十二条　国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

第二節　事業再編の円滑化

（事業再編の実施に関する指針）
第二十三条　経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあっては、次項第五号に掲げる事項に限る。）は、事業再編の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。
2　実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項（第三号に掲げる事項を除く。）
二　事業再編の実施方法に関する事項（第四号に掲げる事項を除く。）
三　特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
四　特定事業再編の実施方法に関する事項
五　事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行い、又は特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第四十一条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十九条第一項第一号及び第二号において同じ。）が果たすべき役割に関する事項
六　その他事業再編に関する重要事項
3　経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
4　経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
5　経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
（事業再編計画の認定）
第二十四条　事業者は、その実施しようとする事業再編（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
2　二以上の事業者がその事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
3　事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　事業再編の目標
二　事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標
三　事業再編の内容及び実施時期
四　事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
五　事業再編に伴う労務に関する事項
4　事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。
5　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　当該事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。
二　当該事業再編計画に係る事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
三　当該事業再編計画に係る事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
四　当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第二十六条第四項第四号及び第五十条において同じ。）にある場合にあっては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。
五　当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。
六　二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。
イ　内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ロ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
6　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再編計画の内容を公表するものとする。